



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆  
 編集人 山添 稲子  
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)  
 発行日 (月刊)  
 平成17年8月10日

## 行政書士倫理の向上について

会長 盛武 隆

行政書士制度を取り巻く環境は大きく変化し、その影響によるさまざまな要因が行政書士事務所の運営と業務遂行に複合的に影響を及ぼしている。

しかし、いかなる状況に有ろうとも行政書士には行政書士法等に規定する守秘義務・責務・倫理等に加え、消費者契約法・個人情報保護法等に規定する事業者責任や説明責任・専門家責任等が強く求められていることに会員各位の注意を喚起したい。

ひとたび行政書士がこれらの問題に抵触した場合、多額の損害賠償が要求される。とくに最近マスコミに取り上げられている「職務上請求書の不正使用」事件に関しては、人権侵害・差別行為として関係団体からも糾弾される結果を招き、金銭的損害賠償責任とは異なる問題解決が行政書士の責任・行政書士会の責任として求められている。その対応の如何によっては制度上の制裁を広く国民から求められることを自覚しなければならない。

(図1 解放新聞 参照)



さる7月21日の日行連理事会において、「職務上請求書の適正な使用及び取り扱いに関する規則」が議決承認された。既に滋賀会としても繰り返し会員各位に周知徹底を図っているところであるが、この対応策をさらに検討するため、職務上請求書の不正使用パターンについて検討分類すると、

- ①行政書士自身が職務上以外の目的で使用する。
- ②行政書士が勤務先から依頼された業務に関し使用する。
- ③行政書士が他の行政書士のために代わって使用する。
- ④行政書士が自ら経営する会社の業務のために使用する。
- ⑤行政書士が調査会社等に依頼されて使用する。
- ⑥行政書士が職務上請求書を他人に売り渡す。
- ⑦行政書士と他資格業者が行政書士の職務上請求書を使用する。
- ⑧補助者等が不正に使用する。

等が推定できる。このほか職務上請求書の変則使用として、

- ①職務上請求書を自ら印刷する。
- ②職務上請求書をコピーして使用する。

③職務上請求書を偽造する。

等の事例が推定できる。

行政書士が他人の依頼を受けて、職務上必要としない戸籍・住民票等の請求を業務として行う場合には、当然職務上請求書は使用できない。そのような場合には、本人の委任状による請求を妨げるものではない。しかしこの場合にも当該個人情報に関する守秘義務が行政書士に課せられている。また、たとえ本人の依頼によるものであっても、真に本人の依頼によるものであるかを生年月日等で確認することや、当該情報が不正に使用されることが予測される場合には、行政書士として当該依頼を拒否する正当な理由とすることができることはいうまでもない。

職務上請求書を使用することなく、市役所等に備えられた住民票等の請求用紙に職印を押印することで職務上請求書に代える方法も一部の自治体で容認されているとの情報がある。自治体の戸籍・住民票等の関係法令解釈による措置と考えられるが、このような方法により取得した「個人情報」であっても行政書士の責任を免れることはできない。

行政書士会としての責任を果たすには、会員に対して諸法令・会則・規則の遵守を指導することにとどまらず、上述した予測事例に加えて、強制・脅迫によるもの、盗難によるもの、補助者・使用人の管理不十分によるもの等が想定されるため必要な措置を講じなければならない。この対応策の一環として退会会員の未返却会員証の不正使用を防止するため、あるいは補助者の監督責任を明確にするため、有効期限を設けた会員証・補助者証の再発行を実施予定である。

このほか行政書士の倫理問題として、他士業の業務侵犯がある。正当な業務に関しても、依頼者との間に債務不履行等のトラブルがある。この場合当該会員には法第14条の3による知事の懲戒処分として業務の停止または禁止等の処分、会則第84条に基づく会員権の停止・廃業勧告が行われることとなる。

いうまでもなく、行政書士会自体の責任として、会員倫理の向上を図るため今後とも倫理規定等の整備や人権学習、倫理研修を弛むことなく実施していく予定であり、会員各位の積極的参加を求めるとともに、日常業務の遂行の過程において、会員自らが規範を検証することをお願いしたい。